

シルバー消費社会形成援助事業実施要領

1 目的

この事業は、市町村の消費者問題研究協議会等が、市町村と連携し、自ら事業を企画、実施することにより、高齢消費者の被害の防止及び救済、高齢消費者に対する啓発及び教育を推進することを目的とする。

2 事業実施主体

この事業の主体は、市町村の消費者問題研究協議会等とし、1市町村1団体とする。

3 事業の内容

市町村内の高齢者を対象とした次に掲げる事業とする。

- (1) 消費生活に関する講座、学習会、講演会等
- (2) 消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動
- (3) 消費生活に関する情報の発信
- (4) 環境に配慮した消費生活のための活動

4 事業計画

事業の実施主体は、事業計画書（別紙1）及び収支予算書（別紙2）を県に提出し、事前に協議すること。

5 実施経費

県は予算の範囲内において、この事業に必要な経費を補助するものとし、その交付については別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成6年6月13日から施行する。

この要領は、平成11年6月17日から施行する。

この要領は、平成18年5月11日から施行する。

この要領は、平成23年6月24日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

事業計画書

1 事業の区分及び概要

事業区分	
開催予定年月	
事業概要	

事業区分	
開催予定年月	
事業概要	

2 事業を実施するにあたり見込まれる効果等

注 1 補助金の対象事業を事業の内容（①消費生活に関する講座、学習会、講演会等，
②消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動，③消費生活に関する情
報の発信，④環境に配慮した消費生活のための活動）ごとに記入すること。

2 記入欄が不足する場合には、適宜、表を挿入すること。

収支予算書

1 収入

単位：円

区 分	金 額	備 考
シルバー消費社会形成援助事業 補助金		
合 計		

2 支出

単位：円

区 分	金 額	積算根拠等
合 計		

(注) 事業の内容 (①消費生活に関する講座、学習会、講演会等, ②消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動, ③消費生活に関する情報の発信, ④環境に配慮した消費生活のための活動) ごとに記入すること。